

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
801	普通河川管理に関する違反への罰金	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第24条	×ア	建設課管理維持係	
802	地位承継届出違反への過料	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第25条	×ア	建設課管理維持係	
803	都市公園に関する許可の取消し等	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第12条第1項	×ア	建設課管理維持係	
804	都市公園における制限行為等への過料	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第19条	×ア	建設課管理維持係	
805	都市公園における使用料不正への過料	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第20条	×ア	建設課管理維持係	
806	都市公園における法人等への過料	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号）	第21条	×ア	建設課管理維持係	
807	公園使用違反への過料	厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号）	第12条	×ア	建設課管理維持係	
808	公園使用料不正への過料	厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号）	第13条	×ア	建設課管理維持係	
809	家賃不正への過料	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第22条	×ア	建設課契約管財係	
810	菌床きのこ生産者住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則（平成10年厚岸町規則第35号）	第18条	×ア	建設課契約管財係	
811	町営住宅の社会福祉事業等への使用許可の取消し	厚岸町営住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	第50条	×ア	建設課契約管財係	
812	家賃不正への過料	厚岸町営住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	第61条	×ア	建設課契約管財係	
813	町営住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し	厚岸町営住宅管理条例施行規則（平成9年厚岸町規則第23号）	第31条	×ア	建設課契約管財係	
814	公聴会への入場の制限	厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第4号）	第10条第2項	×ウ	建設課土木都市計画係	
815	公聴会における秩序維持のためのための措置	厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第4号）	第11条	×ウ	建設課土木都市計画係	
816	花のあるまちづくり推進委員会補助金交付決定の取消し等	厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第23号）	第12条	×ア	建設課土木都市計画係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
------	-----	-------	------	------	------	----

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定め尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの